

JASO 協力会 会則

第1条 名称

本会の名称は、JASO 協力会とする。

第2条 事務局

本会は、事務局を会長又は副会長が所属する会社内に置く。

第3条 趣意

- 1) JASO 協力会（以下 本会という）は、NPO 法人耐震総合安全機構（以下 JASO という）の趣旨に賛同して参画し、JASO の活動に協力し、発展に寄与することを目的とする。
- 2) 本会は、JASO の活動を協力支援し、社会に貢献することを目的とする。
 - 二 会員相互の融和と懇親を図り、情報交換等を行うことを目的とする。
 - 三 JASO の目的とする耐震総合安全性に寄与する製品や技術を提供することを目的とする。
 - 四 JASO 会員から得た情報を検討・分析し協力会各社の発展に寄与することを目的とする。

第4条 会員

- 1) JASO で承認された「法人会員」と「賛助会員」とする。

第5条 会の運営

- 1) 総会を年1回、役員会を年4回、JASO の施設を利用して開催する。
- 2) 交流会及び情報交換会を適宜実施することで会員間の融和を図る。
- 3) JASO 総会及び懇親会並びに JASO が主催・協賛するイベントに積極的に参画し協力する。
- 4) 会員各社の製品や技術を社会に周知する為、JASO 主催又は協賛のセミナーや展示会に協力する。

第6条 役員

- 1) 本会には、次の役員を置く。

- ①会長 1名
- ②副会長 1名
- ③役員 若干名
- ④事務局 1名
- ⑤会計 若干名

2) 任期は2年とし、再任は妨げないものとする。

第7条 会費

- 1) 本会は年会費などの定まった会費は徴収しない。
- 2) 懇親会等の開催費に付いては、その都度参加者より実費を徴収する。

第8条 会員名簿

会員名簿は、特に作成しない。但し、JASO が作成した法人会員、賛助会員の名簿で代行する。

第9条 その他

本条に定めない事項又は会則の変更については、必要に応じその都度役員会に一任し、総会においてそれを報告する。

附 則

本会則は、平成26年1月22日の臨時総会終了時をもって適用する。また、同日をもって旧H・S会の会則を破棄する。